

◎岩手県議会情報公開条例の一部を改正する条例（条例第62号）

- 1 開示請求及び開示の実施について手数料を徴収することとした。（第21条、別表関係）
- 2 電磁的記録の開示の実施の方法を定めることとした。（第16条関係）
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎岩手県議会個人情報の保護等に関する条例（条例第63号）

- 1 議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するとともに、死者に関する情報の保護が重要であることに鑑み、死者に関する情報の適正な取扱い等を定めるというこの条例の目的について定めることとした。（第1条関係）
- 2 定義について定めることとした。（第2条関係）
- 3 議会の責務について定めることとした。（第3条関係）
- 4 個人情報の保有の制限等について定めることとした。（第4条関係）
- 5 個人情報の利用目的の明示について定めることとした。（第5条関係）
- 6 個人情報の不適正な利用の禁止について定めることとした。（第6条関係）
- 7 個人情報の適正な取得について定めることとした。（第7条関係）
- 8 保有個人情報の正確性の確保について定めることとした。（第8条関係）
- 9 保有個人情報の安全管理措置について定めることとした。（第9条関係）
- 10 個人情報に係る職員等の義務について定めることとした。（第10条関係）
- 11 保有個人情報の漏えい等の通知について定めることとした。（第11条関係）
- 12 保有個人情報の利用及び提供の制限について定めることとした。（第12条関係）
- 13 保有特定個人情報の利用の制限について定めることとした。（第13条関係）
- 14 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求について定めることとした。（第14条関係）
- 15 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求について定めることとした。（第15条関係）
- 16 仮名加工情報の取扱いに係る義務について定めることとした。（第16条関係）
- 17 匿名加工情報の取扱いに係る義務について定めることとした。（第17条関係）
- 18 個人情報ファイル登録簿の作成及び公表について定めることとした。（第18条関係）
- 19 開示請求権について定めることとした。（第19条関係）
- 20 開示請求の手続について定めることとした。（第20条関係）
- 21 保有個人情報の開示義務について定めることとした。（第21条関係）
- 22 部分開示について定めることとした。（第22条関係）
- 23 裁量的開示について定めることとした。（第23条関係）
- 24 保有個人情報の存否に関する情報について定めることとした。（第24条関係）
- 25 開示請求に対する措置について定めることとした。（第25条関係）
- 26 開示決定等の期限について定めることとした。（第26条関係）
- 27 開示決定等の期限の特例について定めることとした。（第27条関係）
- 28 第三者に対する意見書提出の機会の付与等について定めることとした。（第28条関係）
- 29 開示の実施について定めることとした。（第29条関係）
- 30 他の法令による開示の実施との調整について定めることとした。（第30条関係）
- 31 開示請求に係る手数料の徴収等について定めることとした。（第31条関係）
- 32 訂正請求権について定めることとした。（第32条関係）

- 33 訂正請求の手続について定めることとした。(第33条関係)
- 34 保有個人情報の訂正義務について定めることとした。(第34条関係)
- 35 訂正請求に対する措置について定めることとした。(第35条関係)
- 36 訂正決定等の期限について定めることとした。(第36条関係)
- 37 訂正決定等の期限の特例について定めることとした。(第37条関係)
- 38 保有個人情報の提供先への通知について定めることとした。(第38条関係)
- 39 利用停止請求権について定めることとした。(第39条関係)
- 40 保有特定個人情報の利用停止請求権について定めることとした。(第40条関係)
- 41 利用停止請求の手続について定めることとした。(第41条関係)
- 42 保有個人情報の利用停止義務について定めることとした。(第42条関係)
- 43 利用停止請求に対する措置について定めることとした。(第43条関係)
- 44 利用停止決定等の期限について定めることとした。(第44条関係)
- 45 利用停止決定等の期限の特例について定めることとした。(第45条関係)
- 46 審理員の指名等の適用除外について定めることとした。(第46条関係)
- 47 岩手県情報公開・個人情報保護等審査会への諮問等について定めることとした。(第47条関係)
- 48 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続について定めることとした。(第48条関係)
- 49 死者に関する情報に係る職員等の義務について定めることとした。(第49条関係)
- 50 死者情報の開示請求権について定めることとした。(第50条関係)
- 51 死者情報の訂正請求権について定めることとした。(第51条関係)
- 52 死者に関する情報の開示等の手続について定めることとした。(第52条関係)
- 53 この条例の規定の適用除外について定めることとした。(第53条関係)
- 54 開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等について定めることとした。(第54条関係)
- 55 個人情報等の取扱いに関する苦情処理について定めることとした。(第55条関係)
- 56 岩手県情報公開・個人情報保護等審査会への諮問について定めることとした。(第56条関係)
- 57 実施状況の公表について定めることとした。(第57条関係)
- 58 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が別に定めることとした。(第58条関係)
- 59 罰則について定めることとした。(第59条～第62条関係)
- 60 施行期日
この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則関係)